

敦賀署通信（令和7年7月号）

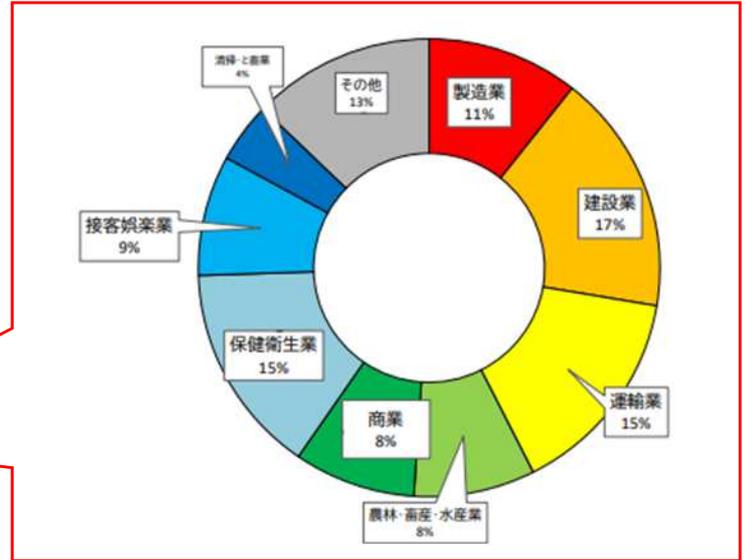
敦賀労働基準監督署管内の業種別労働災害発生状況 令和7年速報（対前年同期比較）

令和7年6月末速報

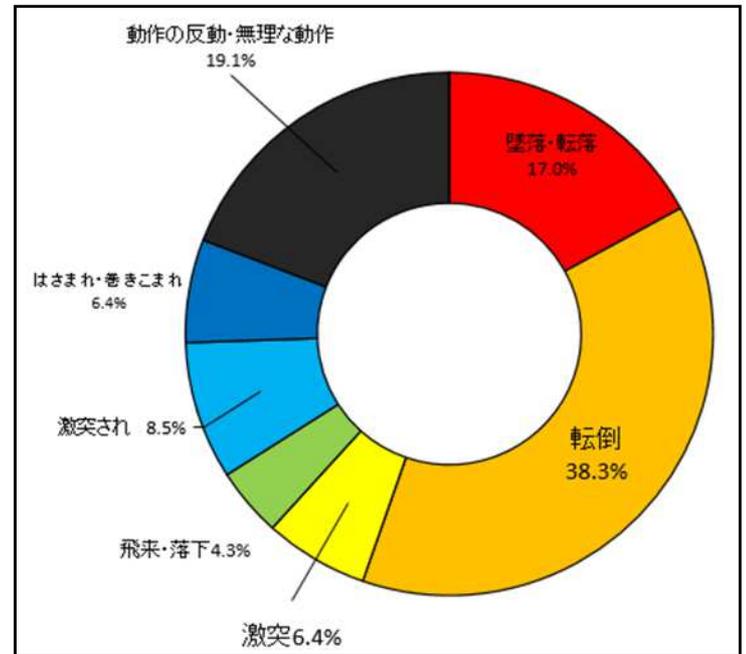
敦賀労働基準監督署

区分 業種	休業4日以上死傷災害				死亡災害		
	7年	6年	対前年増減	増減率(%)	7年	6年	対前年増減
全産業	47	58	-11	-19.0			
製造業	5	6	-1	-16.7			
食品製造業	1	1	±0	—			
繊維工業・繊維製品製造業	1	1	±0	—			
木材・木製品・家具等製造業	0	0	±0	—			
パルプ・紙・印刷・製本業	1	0	1	—			
化学工業	1	0	1	—			
窯業土石製品製造業	0	0	±0	—			
鉄鋼・非鉄金属製造業	0	0	±0	—			
金属製品製造業	0	0	±0	—			
一般機械器具製造業	0	0	±0	—			
電気機械器具製造業	0	2	-2	-100.0			
輸送用機械等製造業	0	0	±0	—			
電気・ガス・水道業	1	0	1	—			
その他の製造業	0	2	-2	-100.0			
鉱業	0	0	±0	—			
建設業	8	12	-4	-33.3			
土木工事業	3	5	-2	-40.0			
建築工事業	2	3	-1	-33.3			
木造家屋等建築工事業	0	3	-3	-100.0			
その他の建設業	3	4	-1	-25.0			
運輸業	7	10	-3	-30.0			
鉄道等・道路旅客運送業	0	0	±0	—			
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	7	10	-3	-30.0			
その他の運輸交通・港湾運送業	0	0	±0	—			
農林・畜産・水産業	4	1	3	300.0			
林業	2	0	2	—			
商業	4	10	-6	-60.0			
小売業	3	8	-5	-62.5			
金融・広告業	0	1	-1	-100.0			
保健衛生業	7	12	-5	-41.7			
社会福祉施設	7	11	-4	-36.4			
接客娯楽業	4	0	4	—			
旅館業	1	0	1	—			
飲食店	2	0	2	—			
ゴルフ場の事業	1	0	1	—			
清掃・と畜業	2	2	±0	—			
ビルメンテナンス業	2	1	1	100.0			
その他	6	4	2	50.0			
警備業	3	1	2	200.0			

※ 休業4日以上死傷災害数は労働者死傷病報告による。死亡災害は死亡災害報告による。



令和7年 事故の型別 労働災害発生状況



今月のトピック

中央最低賃金審議会が開かれました

令和7年7月11日、厚生労働省の第70回中央最低賃金審議会が開かれました。

本審議会内の「目安に関する小委員会」では、全国的な最低賃金の引上げの目安額を決定し、その後、各都道府県の地方最低賃金審議会での審議を経て、最終的には10月頃に新たな最低賃金が適用される流れとなっています。

引上げ目安額は7月下旬に提示される見通しですので、10月以降の改定を見据え、参考としてください。

敦賀労働基準監督署からのお知らせ

労働安全衛生の電子申請手続きの促進に向けて新たにマニュアルを作成しました！

令和7年1月1日より、労働安全衛生関係の一部手続きが原則電子申請により行うことが義務付けられました。

この中で、多数の事業場様から「義務化された報告以外の手続きも電子申請でできないのか」、「e-Govで電子申請をしようと思うが手続き名が見つからない」等の問い合わせをいただき、**新たにマニュアル（2種類）を作成しました。**

電子申請による手続きは、開庁時間外での申請が可能である、郵送費がかからない等様々なメリットがありますので、この機会に**電子申請デビュー**してみませんか？

電磁的記録簿等結果報告書作成用電子申請マニュアル

特定化学物質健康影響結果報告書作成用電子申請マニュアル



二次元コードからそれぞれのマニュアルを確認いただけます。



厚生労働省労働基準局監修 広報キャラクター「ふくらー」

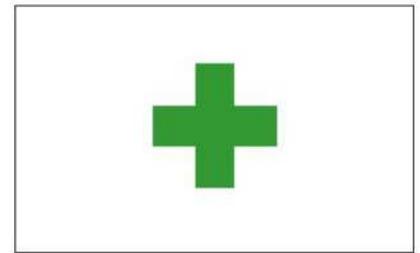
「安全」とは何か、考えてみましょう！

毎年7月1日から7月7日は、**全国安全週間**（本週間）が実施され、労働災害を防止するための自主的な活動を推進し、職場での安全意識を高めることを目的として、一度も中断することなく連綿と続けられ、今年で98回目を迎えました。

令和7年度のスローガンは、

多様な仲間と 築く**安全** 未来の職場

図1 安全旗



でしたが、皆さんはここでいう「**安全**」という言葉についてどのようなことを意味しているのか考えたことはありますか。

単純に「安全」という言葉を、広辞苑（第六版）で調べてみると、「安らかで**危険**のないこと」、「平穩無事」、「物事が損傷したり、危害を受けたりするおそれのないこと」という意味であることが書かれています。ここで注目すべきは、「安全」の反対語である**危険**（**危害または損失のおそれのあること = リスク**）という言葉で表現されていることです。

以上より、日本の一般的な習慣では、「安全」とは危険がない状態、言い換えると、災害の起きない状態を指しているのです。

ただし、この「本来あるべき安全」は**災害防止の観点で見る「安全」とは大きな矛盾を抱えています**。具体的な矛盾点としては、主観的であること（実際に行うKY活動や安全パトロールにおいては、個々の主張に強く影響されてしまう）、散発的であること（実際に行う安全パトロール等の活動では、確認した順で対応が進む。逆に、確認されないと永久に改善が図られない）、「度合い」の概念がないこと（本来あるべき安全はすべての危険を取り除かなければならないという考えにあるが現実的でない）が挙げられます。

災害防止の観点で見る「安全」の考え方として、国際的な「**安全**」の定義を紹介します。国際的には「安全」は『**許容できないリスクがないこと**』（ISO/IECガイド51：2014）と定義されており、この意は、**リスクが「ない」状態を指しているのではなく、「安全」と呼んでいる状態のなかに許容可能なリスクは含まれているということ**を指しています。また、この定義において「災害」の有無はまったく関係ありません。

話は少し変わりますが、労働基準監督官として仕事をしていると時々「この機械にはリミットスイッチがついており**絶対に安全**です！」、「この足場は**絶対に安全**で倒壊しません！」という説明を受けることがあります。この世に「絶対安全」はあり得ません。

例えば、リミットスイッチの電気系統が故障していたら...、足場の壁つなぎや控えが一時的に外されていたら...という「もし（if）」事象が存在し、この状態は「許容可能なリスク」をきちんと評価しているとは言い難いものです。

話が長くなりましたが、まとめると、仕事を行う中で考えるべき「**安全**」（災害防止の観点で見る安全）とは、災害防止危なさを把握する仕組みを持ち、対策を講じ、その上で付き合わざるを得ない危なさについては、承知して管理下に置く。これらが継続的に行われている状態、つまり、**危なさ**と**正しく向き合った状態が「安全」**であると言えます。

この「安全」は、リスクアセスメント（RA）の考え方そのものですね。

皆さんの職場でも、KY活動やリスクアセスメント等の安全活動を実施し、より安全・安心な職場環境の整備に努めていただいていることかと存じますが、今一度活動内容を振り返ってみてください。

リスクの洗い出しは、定常・非定常作業ともに行えていますか？、また、ソフト面のリスク低減措置（例えば「注意する等」をもって、リスクそのものを小さくしていませんか？

RAの内容を見れば、職場の「安全」意識が見えてきます。

正しく「**安全**」を理解し、より「**安全**」な職場を目指しましょう。

リスクアセスメント関連資料集
（厚生労働省）

